

## . 制度紹介

---

# 地域住宅交付金

## 対象

都道府県、市区町村

## 制度概要

地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づく事業の実施に要する経費に充当するため、事業費の概ね45%を交付。

交付金を交付する期間は、交付金の交付が開始される年度から概ね5年以内。

## 対象となる事業

交付対象事業は、地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等。

### 1) 基幹事業

公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、既存公営住宅の改善、不良住宅地区の改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備等。

### 2) 提案事業

地方公共団体の提案による地域の住宅政策の実施に必要な事業等

#### 【例】

##### <耐震関係>

民間木造住宅の耐震改修工事の一部助成、民間住宅の耐震建替に対する一部助成、ブロック塀の耐震改修助成、地域材を使った耐震工法の普及、耐震化に関する相談の実施、耐震改修セミナーの実施

##### <高齢者・バリアフリー関係>

公営住宅に併設する福祉施設の整備、民間住宅のバリアフリーリフォームへの一部助成、バリアフリーに係る講習会の実施、高齢者の安定居住のための住宅相談

##### <子育て支援関係>

子育てに配慮した民間マンションの建設に対する一部助成、公営住宅の建替えと併せた保育所の整備

##### <定住促進関係>

UJターン者を対象とした住宅の整備、過疎地域における民間住宅の建設に対する一部助成

< 中心市街地活性化関係 >

都心部におけるファミリー向民間分譲住宅の建設に対する一部助成、町屋を再生したモデル住宅の整備

< 木造住宅関係 >

地域材を活用した民間木造住宅の建設に対する一部助成、木造住宅振興のための説明会等の開催、中山間地型復興住宅（雪に強く景観と調和した低コスト木造住宅）のモデル住宅建設

< 克雪関係 >

屋根融雪装置の設置に対する一部助成、民間克雪住宅の整備に対する一部助成

< 環境・省エネ関係 >

民間住宅への太陽光発電装置の設置費用の一部助成、屋上緑化の工事費に対する一部助成、飛散性アスベストが露出している民間住宅に対する対策工事費の助成

< 住情報・相談窓口関係 >

公共賃貸住宅の情報を提供するシステムの整備、リフォームについての住宅相談

< 景観関係 >

優れた景観形成のための民間住宅の赤瓦屋根や石垣等に対する工事費助成

< 防犯関係 >

民間住宅の防犯対策改良工事の一部助成

< 家賃助成 >

優良な民間賃貸住宅に入居する者に対する家賃助成、一時的に住宅に困窮する者に対する家賃助成、コミュニティビジネス支援のための家賃助成

< 利子補給 >

子育て世帯向けの利子補給、地域材を利用した木造住宅の建設促進のための利子補給、既存マンションの建替え等に係る利子補給

< 移転費・借上げ費 >

団地の統廃合に伴う移転費助成、出産のために必要となる住宅の借上げ、コミュニティ広場の借地

< 住宅整備 >

過疎地域における医師向け住宅の整備、教員用住宅の建設に対する助成、新規就労者のための住宅等の整備、二地域居住に対する助成

< 住環境整備 >

老朽化した建築物の除却

< 施設整備 >

NPOの活動拠点施設の整備、津波避難施設の設置

< 施設改修 >

公益的施設の耐震改修、工場のアスベスト除去、橋梁の修景改修

< 設備・部材等 >

木造住宅の注材の支給、家庭用生ごみコンポストの設置、住宅地における案内板等の整備、街なか居住推進のためのモール整備、温泉付住宅開発のための温泉掘削等

< イベントの実施等 >

住まいに関するイベントの実施、外国人のためのビデオ等の作成等、除雪ボランティアの育成等

< 公営住宅関係 >

地上はデジタル対応に伴う電波障害防除設備、入居者管理のためのデータベースの開発等、公営住宅の除却

< 公営住宅の機能向上 >

居住性や安全性の向上、防犯性の向上、集会所の改善等

< 高齢者等対策 >

高齢者等の一時居住施設の整備、高齢者向け優良賃貸住宅の機能向上、高齢者巡回バスの試験運行・購入、居住支援団体による入居支援

< 他の補助事業等との組み合わせ >

がけ地近接等危険住宅移転事業との組み合わせ、介護保険との組み合わせ 他の補助事業等の裏負担は対象とならない。

問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課 03 - 5253 - 8111 (内線39334)

活用事例

岩手県：P 8、P 30 横浜市：P 12、P 72 福岡県：P 18 佐賀県：P 20 北海道：P 22  
秋田県：P 24 墨田区：P 26 大阪市：P 38 鳥取県：P 42 茨城県：P 48 白山市：P 50  
北九州市：P 54 神奈川県：P 58 浜松市：P 75 羽後町：P 78 飛騨市：P 80  
神戸市：P 82

# まちづくり交付金

## 対象

市区町村

## 制度概要

市区町村が作成した都市再生整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充当するため、事業費の概ね4割を交付。

交付金を交付する期間は、交付金の交付が開始される年度から概ね3年～5年。

## 対象となる事業

交付対象事業は、都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業等。

### 1) 基幹事業

道路、公園、河川、下水道、土地区画整理事業、公営住宅等整備等の公共事業

### 2) 提案事業

市区町村の提案に基づく事業（各種調査や社会実験等）

## 問い合わせ先等

国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課 03 - 5253 - 8111（内線32563）

まちづくり交付金情報システム（まち交ネット） <http://www.machikou-net.org/>

# 地域介護・福祉空間整備交付金、地域介護・福祉空間推進交付金

## 対象

市区町村

## 制度概要

日常生活圏域を単位として、今後3年以内（単年度でも可）に実施する基盤整備等事業を明らかにした面的整備計画に基づき実施する事業に対して、一定の算定基準に基づき交付金を交付。

### 1. 地域介護・福祉空間整備交付金

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

**交付対象：**次の施設等の面的整備に要する経費

小規模多機能型居宅介護拠点、小規模の養護老人ホーム、小規模の老人保健施設、小規模のケアハウス（特定施設）、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス

### 2. 地域介護・福祉空間推進交付金

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

**交付対象：**次の事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業、高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業、「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための地域における包括的なサービスを推進する事業、その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

## 問い合わせ先

厚生労働省老健局計画課 03 - 5253 - 1111（内線3929）

## 活用事例

北九州市：P54

# 地域支援事業

## 対象

市区町村

## 制度概要

介護保険者の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する市町村の事業について、その費用の一部を国が交付。

### 対象となる事業

#### 1) 介護予防事業

##### ア) 介護予防特定高齢者施策

- ・介護予防事業の対象となる特定高齢者に対する事業  
(特定高齢者把握事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、介護予防特定高齢者施策評価事業)

##### イ) 介護予防一般高齢者施策

- ・各市町村における全ての第1号被保険者を対象とする事業  
(介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防一般高齢者施策評価事業)

#### 2) 包括的支援事業

- ア) 介護予防ケアマネジメント業務
- イ) 総合相談支援業務
- ウ) 権利擁護業務
- エ) 包括的・継続的マネジメント業務

#### 3) 任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

### 交付額

介護予防事業：事業に要する費用の25%に相当する額  
その他の事業：事業に要する費用の約40%に相当する額

## 問い合わせ先

厚生労働省老健局介護保険課 / 老人保健課 / 振興課 / 計画課

03 - 5253 - 1111 (内線2260 / 3949 / 3937 / 3929)

## 活用事例

秋田県：P24

# 次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）

## 対象

都道府県、市区町村

## 制度概要

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県、市区町村行動計画に位置付けられた各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業の実施に必要な施設整備について、交付金を交付。

### 対象となる施設

#### 1) 都道府県、政令指定都市、中核市

児童相談所、一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童擁護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設、婦人相談所、婦人保護施設

#### 2) 市区町村（政令指定都市、中核市を除く）

保育所、子育て支援のための拠点施設 等

### 交付額

都道府県、市区町村が策定する整備計画全体について、1/2を限度に交付金を交付

## 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 03 - 5253 - 1111（内線7824）

## 活用事例

秋田県：P24



# 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）

## 対象

市区町村

## 制度概要

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付けられた各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業の実施に必要な経費について、交付金を交付。

### 対象となる事業

#### 1) 特定事業

・つどいの広場事業  
健康支援一時預かり事業

・子育て短期支援  
・乳幼児

ポート・センター事業  
進修事業

・ファミリー・サポート・センター事業  
・延長保育促進  
・育児支援

#### 2) その他の事業

市区町村において地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業

### 交付額

「子ども・子育て応援プラン」に基づく重点事業を中心に、市町村が策定した事業計画を総合的に評価を行った上で交付額を決定。

## 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室

03 - 5253 - 1111（内線7950）

## 活用事例

北海道、根室市：P22

# 児童厚生施設等整備事業

## 対象

都道府県、政令指定都市、市区町村、社会福祉法人等

## 制度概要

地方公共団体及び社会福祉法人等が行う児童厚生施設等（児童館、児童センター、放課後児童クラブ室）の施設整備（創設、改築、拡張、大規模修繕）に対し、整備費等の一部を補助。

## 補助対象

- 1) 都道府県が設置する大型児童館の施設整備
- 2) 政令指定都市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センターの施設整備
- 3) 市区町村が設置するB型児童館、小型児童館、児童センターの施設整備に対し、都道府県が行う補助
- 4) 社会福祉法人及び民法34条法人が設置するB型児童館、小型児童館、児童センターの施設整備に対し、都道府県又は政令指定都市が行う補助
- 5) 政令指定都市が設置する放課後児童クラブ室の創設のための施設整備
- 6) 市区町村が設置する放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助
- 7) その他厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設等の施設整備

## 補助率

補助基本額の1/3以内 等

## 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 03 - 5253 - 1111（内線7907）

## 活用事例

秋田県：P24

# 放課後児童健全育成事業

## 対象

市区町村、社会福祉法人等

## 制度概要

共働き家庭など留守家庭におけるおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る取組に対し、運営費の一部を補助。

### 補助対象

原則として、児童数が10人以上、かつ、年間250日以上開設している放課後児童クラブの運営費

### 補助率

1 / 3

## 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 03 - 5253 - 1111 (内線7909)

## 活用事例

秋田県：P24

# 総合設計制度

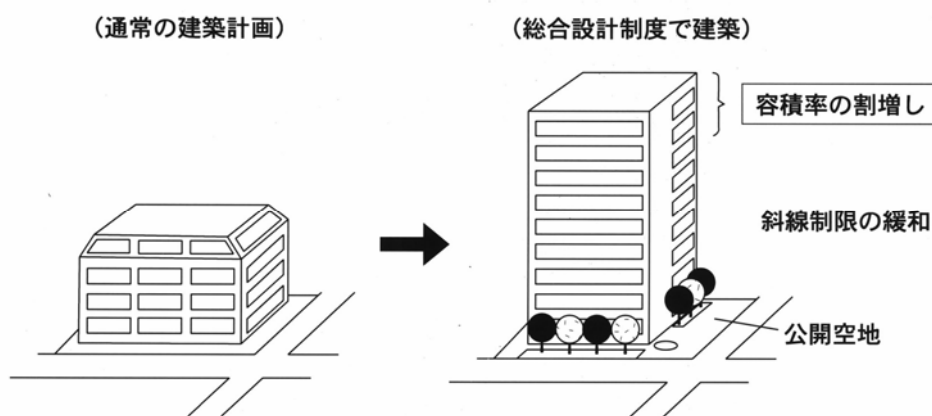
## 対象

特定行政庁

## 制度概要

500㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和。

## 【制度のイメージ】



## 問い合わせ先

国土交通省住宅局市街地建築課 03 - 5253 - 8111 (内線39634)

## 活用事例

大阪市：P38

# 総合流域防災事業

## 対象

都道府県、市区町村

## 制度概要

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等のハード対策と災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対して補助（ハード対策：1/2等、ソフト対策：1/3）を実施。

## 対象となる事業

	水害対策	土砂災害対策
ハード	河川改修 堤防の質的強化対策 洪水氾濫域減災対策	砂防設備・ 地すべり防止施設・ 急傾斜地崩壊防止施設の整備等
ソフト	情報基盤整備、砂防基礎調査 浸水想定区域図・ハザードマップ調査等	

## 問い合わせ先

国土交通省河川局河川計画課 03 - 5253 - 8111（内線35373）

## 活用事例

新潟市：P62